

日・EU ビジネス・ラウンドテーブル  
日・EU 両政府への提言  
[仮訳]

2021年11月4日 東京

ワーキング・パーティ 1  
貿易、投資と規制における協力、金融サービス、会計と税制

ワーキング・パーティ・リーダー：

共同議長  
歐州ビジネス協会（EBC）  
会頭  
ミハエル・ムロチェック

共同議長  
丸紅株式会社  
顧問  
黒石邦典

共同副議長  
BUSINESS EUROPE  
事務局長  
マーカス・ベイレール

共同副議長  
地球産業文化研究所  
顧問  
福川伸次

## 略語一覧

| 略語    | 意味                     |
|-------|------------------------|
| AEOs  | 認定事業者                  |
| APA   | 事前確認制度                 |
| ATP   | 技術的進歩への適応化             |
| BEPS  | 税源浸食と利益移転              |
| BPR   | バイオサイド規制               |
| CAA   | 消費者庁                   |
| CbCR  | 国別報告                   |
| CCCTB | 共通連結法人税課税標準            |
| CE    | 欧州基準適合                 |
| CLP   | 分類表示包装                 |
| CMR   | 発がん性、変異毒性または生殖毒性       |
| CoRAP | 共同体ローリング行動計画           |
| DDA   | ドーカ開発アジェンダ             |
| ECHA  | 欧州化学物質庁                |
| EIOPA | 欧州保険年金監督機構             |
| EN    | 欧州規格                   |
| EP    | 欧州議会                   |
| EPA   | 経済連携協定                 |
| EU    | 欧州連合                   |
| FDI   | 海外直接投資                 |
| FSA   | 金融庁                    |
| FTA   | 自由貿易協定                 |
| FTT   | 金融取引税                  |
| G8    | 主要 8 か国                |
| G20   | 主要 20 か国・地域            |
| GATS  | サービスの貿易に関する一般協定        |
| GDP   | 国民総生産                  |
| GHS   | 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム |
| GoJ   | 日本政府                   |
| GPA   | 政府調達に関する協定             |
| GPS   | 世界製品戦略                 |
| HSE   | 健康・安全・環境               |
| ICTs  | 企業内転勤者                 |
| IEC   | 国際電気標準会議               |

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| IPM   | インターフェース・パブリック・メンバーズ      |
| ISO   | 国際標準化機構                   |
| JAS   | 日本農林規格                    |
| JELMA | 一般社団法人日本照明工業会             |
| JET   | 財団法人電気安全環境研究所             |
| JETRO | 日本貿易振興会                   |
| JIS   | 日本工業規格                    |
| JR    | ジェイアール                    |
| KPIs  | 重要業績評価指標                  |
| LED   | 発光ダイオード                   |
| LoA   | 利用状                       |
| MAFF  | 農林水産省                     |
| METI  | 経済産業省                     |
| NTM   | 非関税措置                     |
| NOL   | 純営業損失                     |
| OECD  | 経済協力開発機構                  |
| OR    | 唯一の代理人                    |
| PPPR  | 植物保護製品規制                  |
| PSE   | 電気用品安全法                   |
| R&D   | 研究開発                      |
| REACH | 欧洲化学品規制（化学物質の登録、評価、許可、制限） |
| RoHS  | 欧洲特定有害物質使用制限指令            |
| SDS   | 安全データシート                  |
| SIEF  | 物質情報交換フォーラム               |
| SMEs  | 中小企業                      |
| SVHC  | 高懸念物質                     |
| UNECE | 国際連合欧洲経済委員会               |
| VAT   | 付加価値税                     |
| WCO   | 世界税関機構                    |
| WHO   | 世界保健機関                    |
| WTO   | 世界貿易機関                    |
| WP    | ワーキング・パーティ                |

## 序文

日本は EU にとって第 7 位の貿易相手国であり、EU は日本にとって第 3 位の貿易相手地域である。既に非常に重要なこの貿易関係は上向きの可能性を大いに秘めており、日・EU 経済連携協定（EPA）の恩恵は互いの国内・域内市場で現在事業を展開している多くの日欧企業のみならず、協定により創られる新たな機会に关心を持つ全ての企業に及ぶ。ワーキング・パーティ 1 メンバーは、協定の実施により、本報告書及びこれまでの報告に反映されている日欧企業が抱える具体的な懸念に応えるものでなければならないという点を強調する。問題は山積しているため、BRT は、必要な進展を実現するよう日・EU 両政府に要請する。公正で競争的な事業環境を確保するために多くの改革が必要である。これらは、ワーキング・パーティ 1 メンバーの日欧市場における実務的経験から特定されている。本報告書では、以下の主要な課題に対し具体的な提言を行う。

- 共通の規制環境の構築、可能な限りの規制、基準、販売許可の相互承認、国際標準の採用及び規制協力の推進
- 重要な人員が適切な健康プロトコルを遵守しながら、互いの市場にアクセスできること
- 第三市場に関する協力の強化に向けた取り組みの深化及び支援
- 財とサービスの双方に関する国内外の全ての企業の公正な競争及び平等な待遇の保証
- 海外直接投資の条件の改善

そして、最後に、

- 新たな管理上の負担のない BEPS（税源浸食と利益移転）行動の実施を含む、より簡素で負担が軽く合理的な税制の追究

以下の本文中における優先課題の表記については、星印 1 つ (\*) は「重要な」提言を示す。（例：WP 1/ # 01\* / EJ to EJ）

## 欧州と日本両産業界からの提言

### WP-1 / # 01\* / EJ to EJ EPA 後の日・EU 経済関係の強化

BRTは、日・EU EPA の円滑な締結と執行について、欧州委員会及びその加盟国、ならびに日本政府の双方を称える。BRTは同時に、協定の効果を最大限に引き出すとともに、協定を土台としてシナジー効果の恩恵をさらに受けるために、両者がより高い目標を持つべきであるという点を強調したいと考える。協定の一層の有効活用は、持続可能な連結性及び質の高いインフラ等におけるさらなる協力とともに、新型コロナウイルス危機後の双方の経済回復を確固たるものとするためにも重要なものである。また、新型コロナウイルス危機により明らかとなったサプライチェーンの脆弱性への対応においても、志を同じくするEU及び日本が、EPAを通じて、相互の補完性及び競争力を強化していくことが重要である。よってBRTは以下の事項を提言する。

#### 規制協力を強化する

##### BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- 規制協力、調和及び国際規制及び試験手順の相互認定の追求により、障害のないEUと日本の自由貿易に向けて引き続きさらに努力する。
- 同様に、EPAが継続的に更新され、必要に応じて新たな側面が加筆されるようになる。例えば、新技術、公衆衛生問題、国境を越えたデータの流れ等が挙げられる。
- より緊密な規制協力が有効な分野においてワーキンググループを立ち上げるべく産業界と直ちに協議する。
- あらゆる規模の企業と定期的に協議し、最適な規制協力の実施を確保する。

##### BRTは以下のように考えている。

- 規制協力を成功させるためには、双方の交渉担当者に十分な権限を与えて、協議の結果を適切に導入し、執行できるようにしなければならない。それを保証するためのフォローアップが必要である。
- 規制協力を通じて新しい技術を共有し、最小限の時間差で双方の市場に導入することができる。結果として、産業界と消費者、ひいては社会全体がより多くの利益を得られるようになる。
- ウイルスに打ち勝ち、確実な経済復興を果たすためには、グローバルな連帯、協力及び効果的な多国間主義がこれまで以上に不可欠である。他国にそのような取り組みが可能であることを示すためにも日EUの協調関係をさらに発展させていくことが極めて重要である。

## 特に中小企業による日・EU EPA の活用を促進する

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- 大手企業だけでなく、中小企業も協定を最大限に活用できるようにする。
- EPAを活用することの利点を産業界に積極的に伝える。

BRTは以下のように考えている。

- 中小企業は、EUと日本の双方の経済にとって重要かつ不可欠な部分である。同時に、中小企業はリソース、そして場合によっては知識すら不足していることがあるため、複雑な制度の活用が困難な傾向にある。EUと日本の貿易がその潜在性を最大限に開花させるためには、中小企業の参加が不可欠である。

## 第三国における共同投資

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- EUと日本の産業界を引き続き支援し、第三国、特に西バルカン、東欧、中央アジア、インド太平洋、アフリカにおいて共同投資を行う。
- 具体的な議論をする。また、議論の結果が、双方の企業が実行しやすく、活用しやすい内容であるようにする。当局間の話し合いがハイレベルになりすぎないようにすることが不可欠である。
- 綿密な調整を行い、ODAプロジェクトが一方の地域のサプライヤーに偏らないようにする。

BRTは以下のように考えている。

- このような支援は、投資によって生活水準を著しく押し上げることができる発展途上国において特に重要である。
- EUと日本が世界の舞台で引き続き主導的な役割を果たし、競争力を確実に強化することがさらに重要となる。
- 双方の強みをより効果的に活用すべきである。また、可能な限りの協力を早期の段階で開始すべきである。
- 新型コロナウイルスの世界的流行は日本とEUだけで自国内で解決できるものではない。そのため、新型コロナウイルス感染症の影響に直面しているパートナー国に対し、短期的な支援にとどまらない、中長期的な支援を拡充していくことが重要である。

## 英国のEU離脱の影響を最小化

---

ワーキング・パーティ1：貿易、投資と規制における協力、金融サービス、会計と税制  
日・EU BRT 2021年度 提言報告書

BRTはEUに対し以下の点を求める。

- アイルランド・北アイルランド議定書の緩和措置期間終了後を見据え、英 EU 当局間で継続的に対話し、英国によるアイルランド・北アイルランド議定書の違反に対するEUの報復措置や、無関税貿易の停止または終了へのリスクを最低限に抑えることが求められる。
- 自由な投資、円滑なサービスと金融取引、規制・規格の調和、必要な技能を備えた労働力へのアクセスを含め、好ましいビジネス環境を維持／回復する。
- あらゆる業界の声に耳を傾け、新しい取り決めが混乱を招かないようなやり方で実施されるよう取り計らうとともに、必要な措置をできる限り講じる。

BRTは以下のように考えている。

- 英国のEU離脱はEU、日本、英國にそれぞれ影響を与えるだけでなく、EUと日本の関係にも影響する。
- 準備に関する懸念と情報伝達に対処するために産業界と協働することが、起こりうる混乱を最小限に抑える助けになる可能性がある。
- EU、日本、英國の間の公正で自由な貿易は、ビジネス活動に資するだけでなく、消費者や社会全般の福利を含めて広範な協力や相互利益につながる。その上、継続的に、ルールに基づいた国際秩序や法の支配及び民主主義も促進する。

WP-1 / # 02\* / EJ to EJ 意欲的な多国間貿易アジェンダのための提案、ジュネーブにおける次回のWTO閣僚会合に向けて

COVID-19危機後の世界で保護主義の圧力が増す中、EU及び日本はWTOの強化及び改革を支援すべきである。EU及び日本は、COVID-19の悪影響から脱して経済活動を再開し、さらなる自由化を推進することができるよう、他のWTO加盟国とともに多角的貿易体制の守護者であるWTOを核とする体制、及び世界貿易の秩序を維持するための公正なルールの礎としてのWTO協定の価値観を守り、人々、資本、製品及びサービスのモビリティを確保すべきである。このため、WTO及びその加盟国は、貿易及びグローバリゼーションに対して表明された懸念を考慮に入れるとともに、多国間の貿易体制の関連性を確保し、現下の課題及び将来の課題に、より良く対応するよう改革していく。

BRTは、EU及び日本に対し、下記を求める。

- グローバルなバリューチェーンのより一層の裨益を図るという WTO の交渉の根幹は強化されるべきである。この点において、EU 及び日本は中心的な役割を果たすべきである。
- WTO 施行の柱である WTO 上級委員会の適正な機能を保護する。BRT は、現在の上級委員会の問題への対処方法として、WTO に対する「多当事者暫定的上訴仲裁制度（Multi-party interim appeal arbitration arrangement: MPIA）」を策定するとの EU のリーダーシップを歓迎する。しかし BRT は、この解決策の一時的な特性を認識し、WTO 加盟国は、より建設的な対話に参加する必要があると強調する。
- 市場本位の貿易環境の重要性を再確認する。WTO 改革に関しては、特に産業向け補助金及び技術移転に関する WTO 規則の強化及び通告義務の順守改善の努力における、米国、EU、及び日本の三者間協力の継続を支持すると共に、WTO の全加盟国がそれぞれの実際の経済力に則り貢献を行うことを確保する。BRT は、e-コマースの貿易関連面に関する規則策定も支持する。
- 他の WTO 加盟国と協力し、グローバルなバリューチェーンを円滑に機能させるために不可欠なさらなる項目について探究する。これには、例えば、産業向け補助金、輸出規制の緩和、投資（円滑化）及び競争の項目が含まれる。さらに、EU 及び日本は、公平な競争条件を形成し、ビジネスの不確実性を軽減するような輸出コンプライアンス枠組みを構築する必要がある。
- EU と日本は、一方的な貿易上の措置がビジネス環境の安定性を低下させている現状を開拓するために、産業界における予測可能性と公平な競争条件に配慮した輸出管理枠組みを先頭に立って構築すべきである。
- 多国間交渉を活発化させる。ジュネーブの WTO 閣僚会議において、「サービスの国内規制に関する共同声明イニシアチブ」の締結を推進する。これは全 WTO 加盟国にとって有益な協定である。e-コマース及び投資の円滑化に関する交渉を大きく進展させ、可能であれば妥結させる。
- 技術革新及びデジタル経済の根幹は電子的な送信の関税不賦課の広まりにあると指摘し、WTO における電子的な送信の関税上のモラトリウムの恒久化を奨励する。
- 2015 年 12 月の合意通り、情報技術協定（ITA）の対象品目・参加加盟国及び地域のさらなる拡大に向けた議論を主導する。
- COVID-19 のパンデミックに関する現在の状況は、早期の技術的進展を捕捉する必要性を強調する。この点において、ITA の拡大は、IT 品目に対する関税の撤廃及びデジタル・トランスフォーメーションの推進を導くはずである。
- さらに、全ての WTO 加盟国間での合意達成の困難さを考慮すると、ITA は、多国間ベースの交渉の維持及び継続で重要な役割を果たす。

### BRTは以下のように考えている。

- 次回の第 12 回 WTO 閣僚会議は、ルールに基づく多国間貿易体制の利点を再確認するという意味で極めて重要である。この会議は、多国間及び複数国間において多数の成果を実現させるはずである。そして、それらの成果は、各國政府及び企業経営者に近代的かつ効果的な貿易ルールをもたらすだろう。同時に、次回閣僚会議までに具体的な成果を上げるべく、WTO 改革に関する議論も併せて進める必要がある。
- e-コマースに関する共同声明イニシアチブのもとでの交渉は込み入ったものとなるが、次回閣僚会議が単なる状況の再検討に終わることは望ましくない。国境を越えたデータの流れを保証するためのルール等、野心的で包括的、かつ商業的に意義のある成果が得られるように、真の意味での進展が図られるべきである。電子商取引協定は、デジタル製品の非差別的取り扱いを保証すると同時に、データローカライゼーション措置及びソースコード開示要求を禁止する必要がある。WTO の支援のもとで財及びサービスの自由化を交渉するにあたっては、バリューチェーンの視点を取り入れることが重要である。その結果、真の効果が確実にもたらされる。なぜなら、国際貿易においてグローバル・バリューチェーンはますます重要な役割を果たすようになったからである。製品間及び部門間で不当な差別が生じない限り、自由化には環境物品協定（EGA）に関連する環境物品も含めるべきである。さらに、COVID-19 のパンデミックのフォローアップとして、WTO は将来の危機において世界のレジリエンスを高めるような貿易・健康関連イニシアチブを検討すべきである。

### WP-1 / # 03\* / EJ to EJ 国際規格の適用と規制協力の強化

規制協力は、日欧両経済圏が経済的に繁栄するための鍵になると BRT は考えている。2019 年 2 月に日・EU EPA が無事締結されたことを考えると、新規制が協定に基づく市場アクセスの便益を帳消しにしたり損なったりせず、二者間貿易に新たな障壁をもたらさないことを保証するだけでなく、両経済圏の規制協力をさらに拡大・強化することがますます重要になるだろう。これにより、EU と日本がシームレスなビジネス環境を形成し、最終的にこのような協力関係が他の二国間・多国間関係にも広がっていく。

## 総括的提言

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- EPAを土台として規則・規制・規格の調和とともに目指す。この点に関してEPAが非常に大きな成功をもたらしたことは間違いないが、EPAが取り扱っていない分野、ならびに新たな分野及びテクノロジーに対応するための活動を継続しなければならないとBRTは考える。
- 国際規格が作成されていない場合、それが可能かつ妥当であれば、機能的に同等の要求事項に基づいて承認された製品の輸入・販売・使用の承認を受け入れる。
- 貿易と投資への障壁を生じるおそれのある政策が取られることを防ぐため、新しい規制動向が内外のビジネスに与える影響を調査する。
- 規制及び規格の調和に関して、産業界の経験に基づく具体的な活用事例を議論することで、産業界との密接な対話を実現させる。

BRTは以下のように考えている。

- EPAは規制協力の完璧な土台を形成するが、この機運を維持するためにはさらなる努力が必要である。
- 執行可能な規制の調和を実現させるためには、交渉中と同じようなものの考え方が必要である。
- 継続的な対話が必要だが、成果なき対話を避けるため、明確な目標を定める必要がある。

### 1. 共通の化学物質規制の設定

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- 物質の危険有害性共通リスト及びデータの評価・共有に対する共通のアプローチ、ならびに危険有害性分類を確立する。
- 全面的な認証への第一歩として、EUと日本のいずれかで実施された試験結果を他方で実施されたものとして認定するシステムを確立する。

BRTは以下のように考えている。

- EPAが優れた土台を提供し、有機化学品の生分解性に関して進展が見られた。しかしながら、2つのシステムを調和または相互承認するためには、さらなる努力が必要である。
- 共通の規制環境は、コスト軽減を通じて産業界に恩恵をもたらすだけでなく、価格の低下や一貫した保護を通じてユーザーと消費者にも恩恵をもたらす。

## 2. 共通の資源効率政策の策定

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- 適正なインセンティブ、標準化された試験法、基準、及びEUと日本の環境製品宣言の共通形式を用いて資源・エネルギー効率の概念を広め、これらの政策が国際的に共有されるように互いに協力する。規制の調和を追求すべき分野は、材料リサイクル及びエネルギー回収の分野である。EUと日本の経済がサーキュラー・エコノミーになるためには、双方にとって不可欠な分野である。
- エネルギー効率規制、関連するラベル表示に関する規則、及び環境・炭素フットプリント・スキームの国際的調和を推進するために多国間レベルで協力する。

BRTは以下のように考えている。

- エネルギー・環境関連問題の多くを解決するためには、共通のアプローチを取るしかない。よって、EUと日本がISOとIECのレベルで、この分野におけるリーダーシップを発揮することが重要である。

## 3. AEOのメリットの拡大

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- 認定事業者(AEO)により具体的なメリットを提供するために、規制協力のさらなる拡大を目指す。
- 輸入におけるさらなる自由、簡素化、及び責任を企業に与えることにより、企業の事務的負担を増やすことなく、実質的な利点を増やせるように注力する。

BRTは以下のように考えている。

- 各出荷物を適正に追跡する能力があることを示せるという点で企業にメリットのある、より円滑な物流システムが必要である。
- これは、違法な出荷に重点を置き、トレーサビリティの点で能力が低い企業を支援できるという意味で当局にとっても有益である。

## 4. UN規則の採用と自動車分野における規制協力の推進

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- 自動車規制の世界調和のためのフォーラムとして、国際連合欧州経済委員会(UNECE)と引き続き協力し、活動を促進する。

- さらに、相互承認の恩恵を拡大することにより、欧州と日本の双方の自動車輸出に関し、規制遵守の負担を軽減するための国連基準の採択を加速させる。
- 電気、クリーンディーゼル、ハイブリッド、燃料電池車、自動運転技術、協調型運転技術等、環境に優しい、安全な自動車技術の円滑な市場導入が促されるように、国際的調和が図られた技術要求事項及び試験手順の確立に向けて協力する。

BRTは以下のように考えている。

- 共通の規制枠組みは、調和が重要であり、UNECE が適切な討論の場であるという強いシグナルを諸外国に送ることになるだろう。

## 5. 衛生植物検疫規制

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- SPS 枠組みをさらに適切に調整するために EPA を利用する。逸脱を防ぐために細かなレベルで調整を行う必要がある。ある市場で承認された製品が、さらなる試験や市場承認を要することなく他市場でも承認されることを重要原則とすべきである。

BRTは以下のように考えている。

- EU と日本が実現に向けて多大なリソースを費やしている食品及び飲料の輸出拡大という目的を達成しようとするのなら、調和と相互承認が不可欠である。

## 6. カーボンニュートラルの実現

BRTは以下のように考え、日・EU両政府に以下の点を求める。

- BRT は、「2050 年までにカーボンニュートラルを実現する」という欧州委員会の目標と、2030 年までの新たな CO<sub>2</sub> 目標を達成するための「Fit for 55 パッケージ」の取り組みを支持する。しかしながら、カーボンニュートラルへの道筋はさまざまであり、多様な技術の選択肢が気候中立への効果的な移行を可能にする。
- 気候変動問題は地球規模の課題である。よって、BRT は、EU と日本の強力なリーダーシップのもとで全ての政府が協力し、カーボンニュートラルに関して、調和のとれた、透明性があり公正な国際貿易ルールとシステムを構築することを望む。

## WP-1 / # 04 / EJ to EJ 社会保険料の二重払いの回避

BRTは、日本とEU加盟13か国との間で社会保障協定が結ばれたことを歓迎する。日本とEU加盟数か国との間で交渉または事前協議が進められている。

BRTはEU加盟国と日本に対し以下の点を求める。

- 年金保険料の二重納付が不要になるように二国間協定を速やかに締結する。
- 中間的措置として、被雇用者及び雇用者の年金保険料を免除するか、または本人が国を離れる際に本人と雇用者の両方に納付済み保険料を還付する規則を導入する。

BRTは以下のように考えている。

- 労働力の流動性の高まりや企業におけるグローバルな規模での異動と採用の必要性の高まりを背景に、社会保障協定の必要性も高まるだろう。

## WP-1 / # 05\* / EJ to EJ BEPS 行動計画、金融取引税、及びその他税制問題に対する提言

BRTは、国際的に公平な課税枠組み及び公平な競争の場の形成を支持する。BRTは同時に、税制はできる限り単純で透明性の高いものあるべきであり、企業に過度な事務的負担をかけるべきでないと考える。

### BEPS 行動計画

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- BEPS行動の実施が、企業の事務的負担を増やすことのないよう保証する。
- OECDが提案するプロトコルに従って、多国籍企業の子会社ではなく、多国籍企業の最終親会社のみに国別報告書(CbCR)の提出を求める。
- 二国間及び多国間事前確認制度の締結促進を目指す。
- 公開CbCRに関する欧州委員会の提案を実施しない。この提案は納税者に関する情報の秘密保持に違反しているからである。
- BEPS行動13が求めるように、納税者に関する情報の秘密を保持する。
- 恒久的施設(PE)に関して金融サービス業界が広く実践するグローバル・トレーディング・ビジネスモデルに特に注意を払う。欧州諸国の税務当局は、グローバル・トレーディング・ビジネスのもとでオフショア・ブッキング・エンティティにブッキングするトレーダーは従属代理人の資格を満たすべきとの判断に基づき、租税査定を行う前にPEに最大限の注意を払う。

- BEPS 行動 13 及び行動 7 との関連の有無を問わず、新しい課税規則を実施する前に、他の地域の実施要件に最大限の注意を払う。
- 法令を遵守している納税者に無用の不安を与えない。また、2013 年に OECD/G20 各国が合意した通り、意図せぬ二重課税を防止する。

### その他の税金問題

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- 所定の時間枠の中で、条約に関わる紛争の解決を保証するためのメカニズムとして、日本及び EU 加盟 13 か国（オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポーランド、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国）を含む 20 か国が締結を約束した二国間租税条約において、強制力・拘束力のある相互協議事案仲裁に EU 全加盟国及び日本を含める。
- 成長とイノベーションにつながり、遵守する側の企業と執行する側の税当局の双方の時間とコストを軽減する、より単純で、負担の軽い、理に適った税制を目指す。
- ロイヤルティ、利息及び配当の支払いが、できる限り広範囲に源泉徴収税を免除されるよう保証するため、二重課税をなくし、EU 加盟国と日本の間の租税条約を近代化する。
- 経済的混乱を招かないために、現在 OECD で議論されているデジタル課税に関する合理的な枠組みを世界的に確立すべく協力する。

### WP-1 / # 06\* / EJ to EJ コロナ禍における国際的な人の往来に関する二国間／地域間協定に関する交渉の開始

新型コロナウイルスの感染拡大により、世界中の国が入国制限を課した。多くの場合、非居住者に対する制限であったが、国籍保有者のみ入国を認めるという場合もあった。日本は、近隣諸国を中心に国際的な人の往来についての交渉を開始しており、既に合意に至ったものもある。EU や EU 加盟国との間では、現時点では残念ながらそうした交渉は進んでいない。日 EU 間での人の往来が再開されなければ、貿易や投資に悪影響が及ぶだろう。

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- 日 EU 間におけるビジネス関係者の短期出張を可能とするよう、直ちに交渉を始める。

- CEO 等の新しい最高幹部、及びエンジニア等のスペシャリストを支障なく迎え入れられるようにする。これは、子会社を円滑に運営するために最も重要なことである。
- 今後パンデミックが発生した場合の対応方針について、国際的な人の往来の制限に焦点を当てつつ検討を行う。

BRTは以下のように考えている。

- 企業が必須サービスを提供し続けられること、また、優れた人材（CXO とスペシャリストの両方）が入国できることが重要である。当局が定める適切な健康プロトコルを遵守した上でこれを実現する。

## 日本に対する欧州産業界からの提言

### WP-1 / # 07\* / E to J 基準・製品認証の調和と相互承認、国際規格の可能な限りの受け入れ

産業界は今なお、国際規格または国際規制と調和しない規格及び製品認証に直面している。さらに、欧州規格（EN）や国際標準化機構（ISO）規格に準拠して発行されたものであるにもかかわらず、海外の承認の中には日本の政府機関によって認められていないものがある。これによって画期的な新製品の市場への導入に遅れが生じ、輸入コストも上昇する。BRTは、消費者の健康と安全を守る必要性を認めながらも、ある市場で認証された製品が他の市場においても自動的に承認されるように、規格及び認証手順の調和、製品認証の相互承認、また調和規格が存在しない分野においては、機能的に同等な要件に基づいて承認された製品の輸入・販売または使用的相互承認を推進するよう日本に対して強く要請する。BRTは、特に次の分野に重点を置くよう日本政府に提言する。

#### 自動車

原則としてEPA合意は、「日本及びEUの双方が、製品の安全性及び環境の保護に関して同じ国際規格で完全な調和を図ること」を保証する。「これは、欧州の自動車にはEUと日本において同じ要求事項が適用され、日本への輸出に際して再度の試験及び認証が不要であることを意味する」

しかしながら、この分野においては協定の理想と現実の間に大きな乖離が見られる。その原因是、最長7年間にわたる移行期間、いくつかの適用除外、及び一部分野における特殊規定である。概して、協定は現状を大きく改善するに至っていない。

協定の現行規定のもとでは、改善は漸進的でありスローペースになるおそれがある。特に排出／燃費という重要な分野において、この食い違いが続くことが予想される。

#### BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 排出ガス基準値を含む独自の規制を撤廃する。
- 現在、協定で取り扱っていない分野においてさらなる調和を促進する。
- 特に排気／燃費の分野で、EPA が意図する通り、車両を日本に輸出する際に、試験及び認証を再度受けずに済むようにすることを含め、EU 認証の承認を任意から必須条件に変更する。
- 自動車ワーキンググループを活用し、意図された変化の加速と調和に向けた取り組みの拡大を通じてこの分野におけるメリットを高める。

## 鉄道

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 適合性評価のための国家システムの導入に力を入れ、試験及び認証の相互承認を促進する。あらゆる鉄道関連セクターの内外企業を含む、日本政府主導のワーキンググループを設立すべきだとBRTは考える。
- 日本の事業者が必要とする規格及び試験が透明な形で伝達され、欧州のサプライヤーがこれらの要求事項を満たし、これを超えることができるようさらなる配慮を払う。
- 他国での導入が困難な日本独自のソリューションを製作するのではなく、より多くの既製ソリューションを普及させるべきである。

BRTは以下のように考えている。

- 国家の試験スキームはサプライヤーのコスト削減につながると同時に、政府もまた、鉄道関連会社が適正な安全要求事項を満たしていることを確認しやすくなる。

## 加工食品

EPAは関税引下げを提案しているが、企業の規制環境には未だに変化がない。これは、往々にして日本特有の要求事項を満たすために、企業が膨大なリソースと資金を費やさなければならないことを意味する。

BRTは日本政府に対し、以下の点についてEU政府と協力するよう求める。

- 欧州の承認及び試験方式を認可する。
- 国際的に承認された食品添加物及び酵素との調和を図る。

BRTは以下のように考えている。

- 欧州の承認及び試験結果の認可が増加すれば、日本の消費者は、より種類豊富で廉価な欧州製品の恩恵を受けられる。

## **WP-1 / #8\* / E to J**

### 自主検定及びリスクアセスメント

生産サイクルが短縮されたことに伴い、リスクアセスメント及び自主検定がますます普及してきた。これは市場に製品を導入するまでの時間を短縮すると同時に、企業がしかるべき責任を負うようにするためである。自主検定は日本でも用いられて

いるが、政府または第三者の承認が必須とされることが多い。製品の例としては、基地局、食品接触材、非侵襲性医療機器等が挙げられる。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 人命、動物及び植物の保護に十分な配慮が払われるよう保証しつつ、自主検定の利用を拡大する。

**WP-1 / # 9\* / E to J 自動車**

軽自動車及びその他の自動車は、租税、保険及び駐車規則の面で相変わらず異なる取り扱いを受けている。経済産業省（METI）と日本自動車工業会（JAMA）は、課税における格差レベルを1:2に縮小することを提案したが、現時点では軽自動車とサブコンパクトカーの基本的な税率の差（1:3.3）は受け入れがたいほど大きく開いたままである。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 軽自動車とその他の乗用車を税と規制の両面で同じ条件下に置く。

**WP-1 / # 10\* / E to J 運送・物流**

BRTは、WP-1 /#03 / EJ to EJに加え、運送業者、通関業者、輸入業者を問わず、これらの事業者に対して実質的な利点がもたらされるよう、認定事業者（AEO）制度を改定することを日本に対して提言する。さらに、企業が認定事業者（AEO）のステータスに本当の意味で魅力を感じられるように事務負担を軽減する必要がある。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 検疫関連規則が適用される製品については、保税倉庫を最初の寄港地として取り扱えるようにする。
- 海上輸送については電子荷渡指図書の使用を促進する。
- 現在、多くの日本企業は大手企業を含め、未だにファックスと書類による発注を使用していることから、物流業界のデジタル化を率先して推進する。
- スマートボックスをコンテナの一部とすることを許可する。これを貨物の一部として申告しなければならないのは日本のみである。このため、スマートボックスの輸入申告を行わなければならない。

BRTは以下のように考えている。

- よりシームレスでフレキシブルな輸送セクターは、貿易全体の流れに好影響を与え、EPAが提供する市場へのアクセスの向上をますます促進するだろう。

#### WP-1 / # 11\* / E to J EPAの遡及的適用

日本の多くの輸入業者は、EPAが提供する優遇措置の活用に苦慮している。これは日本の税関が追加的情報を要求するためである。この情報が機密情報であるケースや、輸入業者がその情報を別の理由で所持していないか、あるいは当該輸入には時間的制約があるため、不足情報の提供を要求されることによってリスクを負いたくない等のケースが多い。残念ながら、こうした理由により、協定外で製品を輸入することを選択し、WTOの定める関税を納付する企業もある。日本の税関が追加情報の提出を義務付けないと発表したことに伴い、現在は同じ製品の輸入が可能になっているはずである。EUは従来、遡及的適用を行っているが、日本はそうではない。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- EUを原産地とする製品が常に意図された通り協定を利用できるように、協定の遡及的適用を認める。

#### WP-1 / # 12 / E to J 航空機

羽田D滑走路の重量制限は、欧州製航空機の使用を妨げる障害であり、羽田空港の国際線発展拡大を阻む障害でもある。これらの重量制限を再検討し、エアバス製A380やA350等の新型・大型航空機の運用を可能にすべきである。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- これらの重量制限を再検討し、エアバス製 A380 や A350 等の新型・大型航空機の運用を可能にする。これは、A380（コード F 航空機）と同じカテゴリーに属する 747-8i の承認に合わせて実行されるべきである。

BRTは以下のように考えている。

- 日本が外国人旅行者受け入れを再開し、訪日外国人旅行者数が新型コロナウィルス発生前の水準に復帰し、これを超えた場合、羽田の発着枠は限られているため、上記のような航空機が不可欠となる。

WP-1 / # 13\* / E to J

新型コロナウイルス感染拡大下における渡航制限及び待機要請

新型コロナウイルスの感染が拡大したことを受け、世界中の国々が外国人及び非居住者の入国制限を実施した。日・EU双方が同じ措置を取った（現在も同様）。現在、日本では例外的な場合を除き、新規ビザは発行されない。これでは、外資系企業も国内企業も、トップマネジメントや専門家等の必要な人材を日本に入国させることができず、事業活動が制限されてしまう。事業拡大、新規プロジェクト実施、顧客への十分なサポート、また、トップマネジメントの場合は会社の適正な経営ができなくなるため、これは企業にとって大きな重荷になる。

最近、日本はワクチン接種者の検疫期間を14日から10日に短縮できる制度を導入した。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 短期・長期滞在の欧州のビジネスマンを対象としたビザ発給制度を導入する。
- 短期的解決策として、免除手続きを拡大し、透明性を高めるべきである。
- ワクチン接種者に対してさらなる緩和を導入する。

BRTは以下のように考えている。

- 日本は、必須要員が日本に入国できて初めて成立する将来的な FDI を失うおそれがある。
- 日本市場は、リソース、上級管理職、専門家が日本専従で業務を執り行えないという理由で格下げされるおそれがある。

## EUに対する日本産業界からの提言

### WP-1 / # 14 / J to E 化学品規制

#### CSS（持続可能性のための化学物質戦略）

BRTはEU政府に対し以下の点を求める。

- 複数のセクターで使用される各化学物質の健康／環境への影響を評価する際には、正確な曝露状況及び各セクターの使用量に応じたリスク評価基準を法制化する。

BRTは以下のように考えている。

- CSSの行動計画のもとでの「一物質、一評価」プロセスの確立は、特に業種によって使用量が大きく異なる場合に、危険有害性評価基準に基づく特定セクターへの過度な規制につながる可能性がある。

### REACH

BRTはEU政府に対し以下の点を求める。

- 現在、欧州委員会で協議中の REACH 規則の見直しにおいて、ポリマ登録制度が検討されているとのことだが、このポリマ登録については、他国の制度と同様、人の健康や環境への懸念の高いポリマのみを登録し、低懸念ポリマは登録免除する制度とする。
- このような理由から、EUは国際的調和（整合化）にあたって、低懸念ポリマ（PLC）の概念を導入し、登録要件の適用を除外する PLC の特定に関して科学的に妥当で明確な基準を策定すべきである。
- 新しいポリマ登録制度を導入する代わりに、輸入ポリマに関する現行の構成モノマ登録制度を廃止する。

BRTは以下のように考えている。

- EU域外からポリマを輸入する際に事業者に義務づけられている構成モノマの登録制度は、EU域内からポリマを調達する場合には不要であり、不公平な制度である。特に、EU域外の調剤メーカーは、自らポリマを製造せず、サプライヤーから購入して調合することが多く、登録に必要な各種のモノマ情報をサプライチェーンに遡って入手するための作業負担が重く、一種の非関税障壁となっている。

BRTはEU政府に対し以下の点を求める。

- REACHには多くの非常に信頼できる化学データがあり、EU政府にはデータ共有に向けた国際的な取り組みに関してイニシアチブを取るという特権が与えられている。こうした状況を踏まえ、EU政府は、例えば国際的なデータ共有を目的とする規則または指針の策定を通じて、EU域外の他の化学物質規則の申請者とのデータ共有をREACH登録者に働きかけるべきである。

BRTは以下のように考えている。

- REACH登録のために取得された物性・有害性データを他国の化学品管理法に基づく登録等に活用することは、人健康・環境の保護のためには重要である。さらに、データ取得のための試験の重複を回避できることや動物を用いた有害性試験の重複回避による動物愛護にも有意義である。しかし、最近の韓国化評法に基づく登録対象既存化学物質の登録を例にすれば、REACH登録データ所有者と韓国化評法の代表登録者との交渉が難航して、やむを得ず独自に試験を実施してデータを取得した等、問題となるケースも生じている。交渉相手が明確でないことや適正な費用の負担に関するルールがないのが現状であり、これは、今後予定されている、英國REACH、トルコKKDIK規制（トルコREACH）、及び台湾毒性及び懸念化学物質管理法に基づく登録でも同様に起こりうるものと考える。

BRTはEU政府に対し以下の点を求める。

- REACHに基づく物質評価が一旦完了した時点でその結論を尊重しなければならず、新たな知見やデータが明らかになった場合を除き、修正されたり、覆されることがないようにするべきである。

BRTは以下のように考えている。

- 新たな科学的情報がないにもかかわらず、REACHプロセスで正式に決定された物質評価の結論が、単に考え方の違いによって、EU各国(Member States)から後日異議を申し立てられ、覆されれば、規制に基づく決定の信頼性と予測可能性が著しく損なわれることになる。

## CLP 規制

BRTはEU政府に対し以下の点を求める。

- CLP 規則への新しい有害性クラス（内分泌かく乱物質、PBT/vPvB、PMT/vPvM 等）の導入は、UN GHSとの統合後に行うべきである。

BRTは以下のように考えている。

- UN GHSへの導入に先立って CLP 規制に新たな有害性クラスを導入することは、UN GHSの基本原則（すなわち国際調和）に反し、国際的な整合性を損なうことになる。

## 内分泌かく乱物質への適切なアプローチ

BRTはEU政府に対し以下の点を求める。

- 内分泌かく乱物質と疑われる化学物質を SVHC に指定する場合は、その判断をより慎重に行う。
- EU 政府は、内分泌かく乱作用に関する用量と有害影響に関する問題を解決するための取り組みを、具体的な期限に定めて進めるべきである。

BRTは以下のように考えている。

- 内分泌かく乱物質については、2019年1月に SVHC に指定された 3-ベンジリデンカンファーのように、ある一部の生物に対し内分泌系への作用による有害影響が確認されたとの理由で、人や環境生物に有害影響をもたらす懸念のある内分泌かく乱物質とみなされ、後述の未解決の問題があるものの、SVHC に指定されるケースが見られる。一方、市場では、SVHC に指定された場合、将来、認可対象物質に指定される可能性を見越して、実際の影響の程度が明らかとなる前に市場から物質が排除される傾向にある。
- 内分泌かく乱による有害影響の閾値は存在するか否か、閾値は測定可能か否か等、内分泌かく乱作用に関する用量と有害影響に関する問題は未解決なままである。
- 2020 年 12 月 4 日からパブリックコンサルテーションが開始された「非単調の曝露量・効果の生物学的妥当性及びリスク評価への影響に関する EFSA 学術委員会の意見 (EFSA Scientific Committee Opinion on biological plausibility of non-monotonic dose responses and their impact on the risk assessment)」に関連す

る活動等を歓迎する。また、科学的知識に基づくリスクベースの評価法の確立に向けての開かれた議論の継続を高く評価する。

## フルオロケミカル

BRTはEU政府に対し以下の点を求める。

- PFAS の規制に関する「制限案発意レジストリー（RoI）」の公表に関し、EU 政府は社会経済的評価を十分に考慮して規制レベルを決定すべきである。耐薬品性、耐候性等の特徴を有する PFAS は、将来的に欧州グリーンディール政策の実現及び EU 経済の持続的成長に大きく貢献することが期待されるためである。
- PFAS 規制に関しては、2020 年 5 月の「根拠に基づく情報提供の照会（Call for Evidence）」の際に根拠の範囲として提示された「脂肪族物質-CF2-または-CF3 を 1 つ以上含む物質」が、2021 年 7 月 15 日の RoI において規制案の範囲に含まれていることが、PFAS の事実上の定義と考えられる。EU 政府は、PFAS の定義が十分な科学的議論を経て最終決定されるよう保証すべきである。

BRTは以下のように考えている。

- PFAS 規制のための分類法は予防原則に基づいた取り組みと理解するが、人の健康及び環境へのリスクと社会的貢献度の両方が十分に評価できるレベルで適用されるべきであり、貢献度がリスクを上回ると判断される場合には、PFAS の用途及び使用の制限を緩和することが必要と考える。
- EU グリーンディールの温室効果ガス削減目標（2030 年までに 1990 年比で 55% 以上削減）を達成するために、規制のための分類法の導入は、現行規制（例えば、F ガス規制（Regulation (EU) No 517/2014）との二重規制にならないよう慎重に適用すべきと考える。
- 現時点において事実上規制されていない PFAS の多くはサプライチェーンを通じてやりとりされていないため、市場の混乱を招かないよう、規制の移行期間を考慮すべきである。
- PFAS の有効な測定方法及び評価方法が確立されていないことから、サプライチェーンマネジメントに大きな混乱が生じることが懸念される。

## 欧洲特定有害物質使用制限指令 (RoHS)

BRTはEU政府に対し以下の点を求める。

- EU 政府は、RoHS 指令と REACH 規則の運用における調和・一貫性を今後とも堅持し、以前に解釈が割れて問題となった成形品中の SVHC 濃度判定基準のように、サプライチェーンでの対応に混乱を生じないよう、事前の確認・調整に配慮すべきである。

## ナノマテリアル

BRTはEU政府に以下の点を求める。

- ナノフォームに関する登録文書の必要記載事項を新たに規定した REACH 規則付属書に関し、OECD テストガイドライン、グルーピングツール等の知見やツールを登録者が全て入手できるわけではないという点を考慮した上で、文書の適合性を評価すべきである。
- ナノフォームの定義の改定においては、国際的調和に十分な注意を払う必要がある。

BRTは以下のように考えている。

- 付属書で求められているナノフォームに関する評価試験法、ツール等は整備途上である
- 2021年7月5日に開始された多層カーボンチューブ (MWC(N)T) の CLP に関するパブリックコンサルテーションでは、長さ、直径及びアスペクト比に基づいて MWC(N)T を分類する方法が提案された。しかしながら、特定の形状に基づく分類は、まだ十分な科学的議論がなされていないため適切でないと考えられる。

## WP-1 / # 15 / J to E 欧州域内事業課税（BEFIT）

- 加盟国が簡素で理に適った税制を維持し、成長と投資の促進に重点を置くことをBRTは期待する。
- BRTは、全世界の国々が目指すような、世界のベストプラクティスと位置付けられる法人税制を立ち上げるようEUに働きかける。

## WP-1 / # 16 / J to E 持続可能な欧州の未来

持続可能な開発目標 (SDGs) 及び企業の社会的責任 (CSR)／責任ある企業行動 (RBC) に関する政策

BRTはEU政府に対し以下の点を求める。

- 政策の一貫性を実現しながら、あらゆる政策に SDGs を取り入れるという高い志を維持するとともに、悪影響を緩和しつつ好影響を最大化するための個別取組と全体取組の双方を促進できる環境を形成する。

- 持続可能な未来に向かうための強力なツールとして、対話の実施が重要である。BRTは、経済連携協定（EPA）のもとで「貿易と持続可能な開発（TSD）に関する委員会」が設立されたことを歓迎する。また、この委員会はオープンで透明性のある議論の場であり、産業界の参加を広く求めるべきである。これは、日本とEUの間でベストプラクティスを交換し、日欧双方地域と全世界において未来の政策の道筋に関する意見を集める上でも特に有益である。
- 過去の有意義な経験を考慮に入れるべきである。TSD委員会は、EUと日本間の持続可能性に関する政策対話のプラットフォームになるとBRTは認識する。委員会は、欧州委員会成長総局（DG GROW）と経済産業省が過去数年間にわたって「EU・日本産業政策対話」内に設けてきた専門ワーキンググループの一つである「EU・日本CSRワーキンググループ」、及び同ワーキンググループの企業間対話（日・EU CSRビジネスダイアログ）の成果と経験に立脚すべきである。

### 開示と透明性（EU企業サステナビリティ報告）

#### BRTは以下のように考えている。

- EUタクソノミーは、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）に定められる経済活動に関する報告義務に基づき、持続可能な投資を加速させるために施行された。EUタクソノミーは枠組み法であり、重要な部分は後日、委任法令によって追加される。この点が、要求や詳細、さらには将来的な変更に対する不安感を生んでいる。委任法令に関して意見を提出できる可能性は低い。2023年（報告年2024年）には欧州の日本企業も対象となるため、これは重大な問題である。EUタクソノミーでは、環境ガバナンスと社会ガバナンスが結び付けられている。特に環境の部分では、複雑で詳細な構造が形成されているため、両方の分野において専門的人材が必要とされる。タクソノミーの影響に関して現在得られている知識は、企業においても金融サービスプロバイダーにおいても同じように依然不十分である。金融部門と非金融部門のアクターが、タクソノミーとCSRDが定める要求事項を満たすためにはリソースが必要である。

#### BRTはEU政府に対し以下の点を求める。

- 多くの企業の事業がグローバルに展開され、同じようにグローバルなバリューチェーンを持っている。よって、（CSRDのもとで）EU企業サステナビリティ報告基準を策定する際には、国際的な枠組みと既存の枠組みを整合させる必要がある。BRTはさらに、サステナビリティが、当初からできる限り包括的な形で取り扱われるべきグローバルな問題であることを認

識しつつ、EU に対し、国際基準の策定においてより積極的な役割を果たすことを求める。

- 企業にかかる負担を十分に考慮すべきである。BRT は、企業が適正かつ適切なサステナビリティ情報を提供できるようにするにはかなりの柔軟性を与えることが現実的に重要であることを認識するよう EU に要請する。例えば、グループレベルでの CSRD 開示を維持しつつ、タクソノミー開示に関しては事業体レベルで報告するような柔軟性である。
- 段階的アプローチを取りながら、企業サステナビリティ情報の開示要件を実施すべきである。
  - 第一に国際基準に基づいた要求事項を導入すると同時に、社会とガバナンスの要素に関しては上述の柔軟性を持たせるべきである。現時点において、これらの要素についての国際的議論はあまり進んでいないためである。
  - 十分な準備期間を企業に与えるべきである。すなわち、CSRD の要求事項が、EU企業サステナビリティ基準の制定後2年以内に実施されることは望ましくない。
- 報告は、単に法律で要求された情報を提供するだけの仕事であってはならない。報告は、企業にとって、ステークホルダー及び幅広い市民の信頼を得ると同時に、企業価値を共有するためのコミュニケーションツールである。
  - 企業が投資家とステークホルダーの信頼を深めるための、同等に価値のある手段として対話を強調し、対話をPDCA（計画・実行・評価・改善）マネジメントサイクルに組み込むことによって企業の社内実務の改善を活用する。対話は、リスクマネジメントとイノベーションの文化を育てるための強力な手段である。対話を通じて、さまざまな文化の企業が起こりうる将来のリスクについて意見を交換し、協力の機会を探ることができる。
  - 全ての企業サステナビリティ情報が定量的とは限らず、全ての定量的数据がその持つ意味をデータのみで説明できるとは限らないことを理解しなければならない。社会的側面に関する情報はしばしば説明的情報を必要とする。データによる比較可能性を重視しすぎると、非財務情報が示す真の意味に対するステークホルダーの理解が損なわれる。
- 企業サステナビリティ情報開示要件をEUタクソノミーと結び付けるやり方は、環境サステナビリティへの取り組みを行動で示す一つの方法に過ぎないことを認識すべきである。EUタクソノミーは現在まだ策定中であり、現時点では法的な明確性を欠くため、BRTはEUタクソノミーへの過度な依存を懸念する。

## 持続可能なコーポレートガバナンス

持続可能なコーポレートガバナンスの実践にはステークホルダー・エンゲージメントが不可欠であるため、BRTは、ステークホルダーの関心の多様性を認識する必要性を強調したい。財務的側面に加え、人権、環境、気候変動への配慮等も考慮すべきだが、企業の意思決定は投資家の関心に大きく影響されるため、コーポレートガバナンスに関する要件を法律のみで規制すべきでないとBRTは考える。

## 責任あるサプライチェーンマネジメント

BRTはEU政府に対し以下の点を求める。

- コーポレートガバナンスと取締役の義務について
  - サステナビリティの優先課題は事業によって異なるだけでなく企業文化にも関係しているため、画一的アプローチによる拘束的管理法は、企業の長期的柔軟性や、事業の成長に不可欠な個別対応型アプローチを阻害する可能性がある。
  - 法的強制力のある注意義務は、積極的かつ戦略的な経営の促進要因ではなく、コンプライアンスのためのツールになってしまふおそれがある。
  - 注意義務は取締役ではなく会社に適用されなければならない。なぜなら、起こり得る損害が取締役の任務の範囲を超えることがありうるからである。
- デューディリジェンスによる義務について
  - BRTは、地域間の分断を防ぐために、リスクベースのアプローチを採用する「国連ビジネスと人権に関する指導原則」や「OECD 多国籍企業行動指針」等の国際的に認められた枠組みとEU法を整合させることを優先している。
  - 企業の説明責任の合理的範囲：デューディリジェンス実行に関する企業の法的責任と社会的責任を区別すべきである。社会的責任は、バリューチェーン全体でのデューディリジェンス実施に焦点を絞るべきである。こうしたデューディリジェンスを実施することで損害が防げたはずだという重大事例には法的責任を適用する。人権侵害を根拠とした貿易管理措置を定める際は、透明性と予測可能性を保証すべきである。
  - 企業に動機付けを与え、教育とキャパシティビルディングを提供することを最重要事項として位置づけることによって企業を導くことを最優先すべきである。EUは同時に、活発な競争が促される価値創出型サプライヤー・ネットワークの形成を促進し、有効な経営プロセスを実行するための企業の取り組み、及び既存の産業界の仕組みの価値を認めるべきである。
  - 環境デューディリジェンスの統合に必要な法的説明を明確にすべきである。
- 現場の根本的問題に効果的に対処するため、国や地域の間のガバナンス・ギャップの解消に向けてリーダーシップを取る。諸外国と手を携えて、貧困や汚職等の制度的課題に取り組むことが重要である。産業界の取り組みだけでは、こ

うした地域からの責任ある製品・サービスの調達が保証されないことを BRT は認識している。世界は新型コロナウィルスによりかつてない対応を迫られているが、各国政府が関与し、協力することが重要である。この意味で EU の外交は重要な役割を果たす。BRT はステークホルダーとの対話とステークホルダーの参加を支持する。